平成２４年（フ）第１１６号
長崎県諫早市栗面町770番地32　県住Ｂ棟104号、前住所長崎県雲仙市吾妻町栗林名611番地
債務者　町田　梢絵
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１１７号
長崎県大村市松並１丁目290番地１　コーポミゾエ103号、前住所長崎県大村市東大村１丁目2248番地１
債務者　辻　マサヱ
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第４１８号
熊本市西区横手３丁目８番45号　第２アオヤマハイツ102号
債務者　白井千恵子
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１３２号
静岡県富士市厚原116－１　レオパレスグリーンヒル110号、住民票上の住所静岡県富士市伝法681番地の１　レオパレス岳陽201号
債務者　遠藤　浩子
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第７０９号
千葉市花見川区幕張本郷７丁目36番10号　シュロス本郷103号
債務者　川島敬太郎
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７３０号
千葉県船橋市前原西４丁目20番11号　暁ハイツ102号
債務者　由田　佳弘
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７５４号
千葉県市原市国分寺台中央４丁目12番地24　ニューヒルズ103号
債務者　佐藤　宏美
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７６０号
千葉県習志野市谷津３丁目13番８―403号
債務者　増田　洋子
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７６５号
千葉県船橋市本町１丁目19番６号ロワール船橋102号
債務者　堀内　治洋
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７７５号
千葉県市原市辰巳台東４丁目10番地雇用促進住宅市原宿舎２棟201号
債務者　後藤　正美
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７８１号
千葉市稲毛区緑町２丁目14番３号　緑マンション202号
債務者　李　　㵢株
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７９０号
千葉市花見川区検見川町２丁目557番地　栗田アパート201号
債務者　讃岐　　浩
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８０５号
千葉市中央区川戸町308番地10
債務者　長島　　功
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８０６号
千葉市中央区川戸町308番地10
債務者　長島美惠子
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８１３号
千葉県船橋市上山町１丁目232番地　第１武藤マンション201号
債務者　飯塚　祐子
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８３１号
千葉県船橋市坪井西１丁目８番16号　宇野コーポ201号
債務者　工藤　和法
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係